

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	一時利用地指定	
根拠法令・条項	土地改良法第 9 6 条の 4 （法第 5 3 条の 5 第 1 項準用）	
所 管 課	農 政 部 農 業 土 木 課	
処 分 基 準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 換地計画実施要領 （S 4 9 . 7 . 1 2 4 9 構改B第 1 2 3 2 号構造改善局長通達） 第 2 の 8 （ 2 ）一時利用地の指定の基準 一時利用地の指定は、既に換地計画が作成され、当該換地計画について都道府県知事の認可を受けている地区にあっては当該換地計画を考慮して、その他の地区にあっては法で規定する換地計画において定める事項の基準及び関係権利者の合意を基礎に作成された換地設計基準、換地計画原案等を考慮して行うものとする。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第 1 3 条第 2 項第 号に規定する「 するとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	